

【後期高齢者医療】 被保険者の皆さまへ

◆薬の飲み合わせにご注意を

- ①同時期に複数の医療機関から薬を処方され服用していると、飲み合わせが悪く薬の効果が十分に得られなかったり、薬が効きすぎて重い副作用を引き起こすことがあります。
 - ②同時期に複数の医療機関から薬を処方され服用する薬の種類が多くなると、わからないまま同じ成分の薬をたくさん飲んでいたり、飲み合わせが悪い薬を飲んでいることがあります。
- 上記①および②の可能性のある人へ年1回お知らせをお送りしています。(10月末発送予定)
お知らせが届いた人は、お知らせとすべてのお薬手帳を持参し、かかりつけ医またはかかりつけ薬局にご相談ください。

◆新たに後期高齢者医療制度に加入する人の保険料の納め方について

保険料は、年金からの天引き（特別徴収）が原則ですが、新たに後期高齢者医療制度に加入する人は、年金からの天引きが開始されるまで時間がかかるため、加入当初は納付書で納めていただくこととなります。口座振替を希望される場合は手続きが必要です。これまで国民健康保険税（料）を口座振替で納めていた人も、改めて手続きが必要です。

◆保険料は納期限内に納めましょう

保険料の納付にお困りの方は市町村窓口へご相談ください。災害により住宅等に著しく損害を受けたり世帯主の収入が著しく減少した場合など、保険料の減免が認められることがあります。保険料を滞納すると通常より有効期限が短い保険証が交付されることがあります。

お薬に関すること ▶ 青森県後期高齢者医療広域連合 ☎ 017-721-3821
保険料に関すること ▶ 三戸町役場健康推進課 ☎ 20-1153

マイナンバーカードが 健康保険証として利用できます！

厚生労働省ホームページ

「マイナンバーカードの健康保険証利用について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html



○利用には何が必要なの？

- 事前に登録が必要です。**
登録はマイナポータルでできます。
マイナポータルのトップページはこちら
▶ <https://myna.go.jp>
※ ご自身やご家族のスマートフォンまたは、パソコンが必要（要カードリーダー）。
※ 4桁の暗証番号が必要（忘れた場合は、住民福祉課窓口で再設定が必要）。
※ スマートフォンやパソコンの利用ができない人は、住民福祉課で登録のサポートをいたします。

○保険証が変わった場合、手続きは必要ですか？

マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしても、これまでどおり異動届などの手続きは必要です。

○どうやって使うの？

医療機関や薬局の受付で、マイナンバーカードをカードリーダーにかざします。カードの顔写真を機器、または職員が目視で確認。その後、オンラインであなたの医療保険資格を確認します。

○どこの病院や薬局で使えるの？

全国の医療機関や薬局で利用できます。
マイナンバーカードで受診できるのは、カードリーダーが設置されている医療機関や薬局に限られます。カードリーダーが設置されていない医療機関や薬局では、これまでどおり健康保険証の提示が必要です。

○マイナンバーカードの健康保険証利用登録をすれば、今までの健康保険証は必要なくなりますか？

マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしても、**これまでの健康保険証はなくなりません。**現在お持ちの健康保険証でも医療機関を受診することができます。

さらに便利♪



その他、不明な点があれば、三戸町役場住民福祉課までお問合せください ☎ 20-1151